

## 損害論の審理に関するお願い

大阪地方裁判所知的財産権専門部  
(第21民事部・第26民事部)

当部の知的財産権訴訟における損害論（損害の発生及び額）の審理について、次の点にご留意下さい。

### 1 侵害論と損害論の審理順序

特許権侵害訴訟その他の知的財産権訴訟では、損害賠償や不当利得返還等の請求がされている場合も、まず対象物件が特許権等を侵害するかどうか（侵害論）の審理を集中して行います。その審理の結果に基づいて、裁判所が損害の発生及び額（損害論）の審理に入る必要があると判断したときに、損害論の審理に入ることになります。

### 2 原告側の準備

損害賠償等を請求する原告は、侵害論の審理中においても、損害論の審理に入った場合に適切に対応することができるように、予め資料を収集するなどの準備をしておいて下さい。損害論の審理に入った後は、必要であれば直ちに、訴え提起段階での損害の主張の補正を行うとともに、自己の主張の裏付けとなる文書を提出して下さい。特に、特許法102条1項に基づく損害の主張をするのであれば、自己の製品の単位数量当たりの利益額を立証するための文書の提出が必要になります。

### 3 被告側の準備

被告の側でも、侵害論の審理中に、損害算定の資料（帳簿類等）の保存と整理に努めるなどして、仮に損害論の審理に入った場合には迅速に対応することができるように準備しておいて下さい。また、損害論の審理に入った後は、原告の損害に関する主張に対する具体的な認否及び損害論に関する被告の主張を速やかに提出して下さい。

### 4 損害立証の文書

被告側が自己の販売数、販売額等に関する具体的立証を行う場合に提出が必要とされる裏付け資料は、該当年度の貸借対照表、損益計算書、月別又は取引先別の売上帳、仕入台帳などです。これらの資料を基に損害論の審理を進め、その上で必要と判断された場合に、一定の範囲で、個々の取引に関する注文書、納品書、売上傳票等の提出が求められる場合があります。

### 5 損害論の審理の集中

損害論の審理に入る際には、裁判所はその旨を明らかにします。損害論の審理に入った後は、当事者の協力のもとに損害論の審理を集中して行います。侵害論の争点についての蒸し返しの主張や新たな主張・証拠を提出することは認めていません。

### 6 損害立証の文書の提出

被告が任意に損害立証に必要な文書を提出しない場合は、原告の申立てにより裁判所が必要と認める範囲で文書提出命令を発令することになります（特許法105条等）。損害論の審理が円滑に進行するためには、立証の必要性和被告の営業秘密の保護に配慮して、当事者間で、裁判所に提出する文書の範囲、相手方による原本確認方法等を協議することが望ましいといえます。

### 7 計算鑑定を活用

特許法105条の2等の規定により、計算鑑定の制度が設けられています。知的財産権専門部では、公認会計士からなる鑑定人候補者の名簿を作成しています。損害の算定のために計算鑑定を利用することも考慮して下さい。

(平成16年4月改訂)